

保 発 0 3 3 1 第 1 0 号  
平 成 2 6 年 3 月 3 1 日

地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長  
都 道 府 県 知 事 } 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長  
( 公 印 省 略 )

「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」の一部改正について

小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給については、平成 18 年 3 月 15 日保発第 0315001 号により取り扱われているところであるが、今般、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)の改正が、平成 26 年 4 月 1 日より適用されることから、「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」(平成 18 年 3 月 15 日付保発第 0315001 号通知)の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

2 を次のように改める。

小児弱視等の治療用眼鏡等について療養費として支給する額は、障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の 100 分の 104.8 に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。

○小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について 新旧対照表

新	旧
<p>小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 小児弱視等の治療用眼鏡等について療養費として支給する額は、<u>障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準</u>（平成18年厚生労働省告示第528号）別表1<u>購入基準中</u>に定められた装具の価格の100分の104.8に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。</p> <p>3. (略)</p>	<p>小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 小児弱視等の治療用眼鏡等について療養費として支給する額は、<u>児童福祉法の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に対する基準</u>（昭和48年厚生省告示第187号）別表1<u>交付基準中</u>に定められた<u>年齢階層別の装具の価格</u>の100分の103に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。</p> <p>3. (略)</p>